

---

## 第10章 流れは変わり始めた

西欧諸国の政府は、みずから宣言した諸目的を達成するのに繰り返し失敗してきたため、巨大な政府に対する反動を広く発生させることになった。イギリスではこのような反動は、サッチャー政権を生んだ。第二次大戦後ずっと労働党政権と初期の保守党政権の双方が社会主義諸政策を追求してきたが、それを逆転させることを誓った保守党の政策綱領のもとで、マーガレット・サッチャーが一九七九年の選挙で大勝利を収め、保守党政権を樹立することになったのだ。スウェーデンでは一九七二年に同様な反動が発生し、それに先立つ四十年間にわたって途切れることなく政権を担当してきた社会民主党を敗北させることになった。フランスではこの反動は、物価と賃金に対する政府の統制を排除し、その他の形の政府の介入も激減させようとする政策へと劇的に転換させることになった。アメリカでは同様な反動が、アメリカ全土を覆った反税運動という反乱を引き起こすことによって、劇的な展開をみせることになった。この反税運動はカリフォルニア州で「提案十三号」が可決されたことに象徴的に表われており、また実際にもすでに数多くの州で州税を制限する州憲法の改正が行われたことによって成果を生みだしてきた。

このような反動は結局のところ短命に終わり、しばらくの時間を置いて、あらためていっそう巨大な政府へ向けての反動傾向が再び発生することになるかもしれない。現在のところ、政府による税金やその他の規制を減少させようとする人びとの情熱は広範にあるが、自分以外の人に利益をもたらしている諸政策は別にして、政府の諸政策それ自体までを廃止させようという情熱とはなっていない。巨大な政府に対する反動は、激しいインフレによって触発されてきた。このようなインフレを克服することが政治的に有利なことがわかれば、各国政府はこれを克服することができる。もしも各国政府が実際にこうしてインフレを克服すれば、このような反動は弱められ、さらには消え去っていくことになるかもしれない。

しかしわれわれとしては、この反動はインフレに対する一時的な反応以上のものであると考えている。いやそれどころか、インフレそれ自体が部分的には反動に対する反応として発生したものだ。すなわち政府支出の増大をまかなうために増税を議会で決定することが、政治的にますます魅力のないものとなってきたのにつれて、立法者はこのような財政支出の増大をインフレ、すなわち議会における議決を必要とすることなしに国民に賦課することができる隠された税、いいかえれば民主主義的的代表制を経ない課税という手段によってまかなうようになってきた。しかしこのような投票なしでの増税は、たんに十八世紀に市民の人気を得ることができなかつただけでなく、この二十世紀の時代においても人気を博することは決してできない。

その上、政府の政策が掲げている表向きの目的とそれらの政策が実際にもたらした結果との違い、すなわち本書のいくつかの章で繰り返しみてきた問題である両者間の対照的な

相違点はあまりにも普遍的となり、あまりにも広範に広がってきた。こうして巨大な政府に対するもっとも強力な支持者たちの多くでさえ、政府の失敗を認めざるをえないようになってきた。ただし、これらの巨大な政府を支持している人びとが提案する解決策といえ、つねに政府をいっそう巨大なものにするものでしかない。

世論の潮流というものは、いったん強力に流れ始めると、すべての障害やすべての反対意見を押し流してしまう傾向をもっている。これと同様に世論の潮流は、それが最高潮に達すると、これとは逆の潮流が流れ始め、この新しい潮流が強力に流れ始めるといふ傾向ももっている。

アダム・スミスやトーマス・ジェファーソンがその促進のため大きな貢献をした経済的自由と制限された政府とへ向けての世論の潮流は、十九世紀の末期に至るまで強力に流れていた。それから、世論の潮流は逆転した。その理由は部分的には、経済的自由と制限された政府とが経済成長を進展させ、一般大衆の生活を改善するのに偉大な成功を収めたため、かえってそこに依然として残っていた悪（もちろん、このような悪は多かった）をいっそう目立つものとさせ、それに対して何か対策を施すべきであるという要望を広く呼び起こすこととなったからだ。こうしてこんどは、フェビアン社会主義やニューディール自由主義へ向けての潮流が強力に流れることとなり、イギリスでは二十世紀の初頭に、アメリカでは大恐慌の後に、政府の政策の転換を促進することとなった。

このような傾向は、いまではイギリスでは七十五年間、アメリカでは五十年間、継続してきたことになる。しかし、この潮流もいまや最高潮に達している。この潮流の知的な基礎は、この潮流が人びとにいだかせていたいろいろな期待が実際の経験によって繰り返し裏切られたことによって、浸蝕されてきた。この潮流に対する支持者たちは、いまや守勢に立たされている。それらの人びとは今日の諸悪を解決するために、これまでしてきたことと同様なことをもっと行えという以外には、何の解決策ももっていない。それらの人びとは、若者たちに情熱をもはや呼び起こすことができない。いまでは若者たちは、フェビアン社会主義やニューディール自由主義よりもアダム・スミスやカール・マルクスの理想の方が、はるかにもっと刺激的なものだと気づくようになった。

フェビアン社会主義やニューディール自由主義へ向けての潮流は、このようにその最高潮に達している。しかしこれに代わって新しく流れ始める潮流は、スミスやジェファーソンの精神を継いだ、より大きな自由と制限された政府を求める潮流となるのか。それともマルクスと毛沢東の精神を継いだ全能で一枚岩的政府を求める潮流となるのか。これまでのところ、そのどちらになるのかを示す明らかな証拠はまったくない。これに対する答えは過去の経験から判断する限り、まず潮流は人びとの世論の次元において決定され、それから実際の政策がこれに応じて実施されるようになるということだろう。

世論に対する知的風潮の重要性

第二章で検討したインドや日本の例は、世論に対して知的風潮がどんなに重要かを示す実例だ。知的風潮は、ほとんどの人びとやその指導者たちの思慮のない先入観を決定し、これらの人びとの政府の活動に対する条件反射をつくり出す。

一八六八年に日本を担当することとなった明治時代の指導者たちは、主として自国の国力と栄光とを強化することに献身していた。それらの指導者たちは個人的な自由や政治的自由には、何の特別の価値も感じていなかった。彼らは貴族制度やエリートによる政治的管理を信奉していた。それにもかかわらず、それらの指導者たちは自由な経済政策を採用し、一般大衆が参加する機会を拡大し、初期の何十年間かにおいては、より大きな個人的自由を実現する方向へと導かれていくことになった。これに対してインドを担当した指導者たちは、政治的な自由や個人的な自由や民主主義を熱烈に支持していた。彼らの目的はただたんに国力の増大だけではなく、一般大衆の経済的状況の改善にあった。ところがそれらの指導者たちは、集団主義的な経済政策を採用し、いろいろな制限によって人びとを骨抜きにし、かつてはイギリス人たちによって促進されていた、インドにおける個人的な自由や政治的自由の多くを切り崩し続けていくようになった。

このような政策の相違は、ふたつの異なった時代における異なった知的風潮を忠実に反映している。十九世紀の半ばにおいては、近代経済は自由貿易と民間企業とを通じて組織されなければならないということが、当たり前とみなされていた。したがって日本の指導者たちには、それ以外の道を追求する考えは、おそらくまったく浮かばなかったことだろう。ところが二十世紀の半ばにおいては、現代経済は中央集権的な管理や五カ年計画を通じて組織されるべきだということが、当然なこととみなされていた。したがってインドの指導者たちにとって、これ以外の道を追求する考えは、たぶんけっして浮かばなかったのだろう。これらふたつの異なった考えは、どちらもイギリスから発生したのだという事実は、余談ではあるが興味深い。日本人はアダム・スミスの政策を採用した。これに対してインド人は、ハロルド・ラスキの政策を採用したのだ。

アメリカの歴史もこれと同じく、知的風潮がどれほど重要であるかをよく示している。アメリカ建国の指導者たちは、自分たちがその創立に力を尽くしたこの新しい国家のため、一七八七年にフィラデルフィアの独立記念館に憲法を起草しようとして集まったが、そのときこの一群の優れた人たちの考えを形成していたのが当時の知的風潮だった。それらの人びとは人類の歴史から多くのことを学んでいたし、とりわけイギリスの世論の風潮（後に日本社会に影響を与えることになったのと同様な自由主義的風潮）によって、大きく影響されていた。これらアメリカの指導者たちは権力の集中、とりわけ政府への権力の集中を自由に対する大きな危険であるとみなしていた。それらの人びとは、このことを考えながらアメリカ合衆国憲法を起草した。アメリカ合衆国憲法は政府の権力を制限し、その権力を分権化し、個人が自分たちの生活と生命に対する支配権を保持することができることを目的とした文書だった。この目的は権利章典、すなわち最初の憲法修正十カ条における方が、その基礎となった憲法案よりももっと明確になっている。「連邦議会は、国教の樹立

を規定し、もしくは宗教の自由な礼拝を禁止する法律を制定してはならない。また言論および出版の自由を制限してはならない。」「人民の武器を保蔵しまた武装する権利は、これを侵してはならない。」「憲法中に特別の権利を列挙した事実をもって、人民の保有する他の諸権利を否認し、または軽視したものと解釈することはできない。」「憲法によって合衆国に委任されず、また州に対して禁止されなかった権限は、各州または人民に留保される。」（一七九一年のアメリカ合衆国憲法修正十カ条のうちの修正第一、二、九、十条より引用）

十九世紀の末期から二十世紀の初期になると、アメリカの世論がもっていた知的風潮は、のちにインドの政策に対して影響を与えることとなったのと同じのイギリスの考え方の影響を大きく受けて、変化し始めた。すなわちアメリカの知的風潮は、個人の責任や市場に依存することに対する信念から、社会的責任や政府に依存することに対する信念へと、移っていった。一九二〇年代になると、政治的事柄に積極的に関心をいただいていた大学教授たちによって構成されていた強力な少数派（実際にはすでに多数派になっていたかもしれない）は、社会主義的世界観をもつようになっていた。当時においては、『ニュー・リパブリック』誌や『ネイション』誌が、世論に影響を与えた知的雑誌だった。ノーマン・トーマスに率いられたアメリカの社会党は、もっと幅の広い根をもっていたが、その力の大半は大学にあった。

われわれの考えではこの社会党こそ、二十世紀最初の数十年間において、アメリカでもっとも影響力のある政党だった。全国的なレベルでは、選挙で成功を収める見込みがなかった（社会党は、とりわけミルウォーキー州やウイコンシン州において、数は少なかった地方での選挙に成功していた）社会党は筋を通す党となる道を選んだ。これに対して、民主党や共和党はそうすることができなかった。これら両党は、広範に分裂した派閥や特殊利益を統合するために、便宜主義的で妥協的な政党となる以外に道がなかった。民主党や共和党は中道を維持するために、「極端主義」を回避しなければならなかった。これらのふたつの党は正確には「似たり寄ったりの二人」ではないが、これにきわめて近い。それにもかかわらず歴史的には、このふたつの主要な政党は社会党の立場を採用してきたのだ。社会党は大統領選挙で総得票数の六%以上を獲得したことがなかったが（この六%は一九一二年におけるユージン・デブス社会党大統領候補に対するものだった）一九二八年には一%以下、一九三二年にはただの二%（ノーマン・トーマス社会党大統領候補に対するもの）を獲得したにすぎなかった。ところが社会党が一九二八年の大統領選挙の際に掲げた政策綱領のほとんどすべての経済的項目は、今日では法として制定されてしまっている。そらの綱領項目がどんなものであったかは、本書の付録Aを参照してもらいたい。

ひとたび世論の風潮における変化が広く国民の間に広がっていき、とりわけ大恐慌の後にこのような変化が決定的なものになっていったとき、これとはきわめて異なった自由主義的世論の風潮によって形成されたアメリカ合衆国憲法も、政府の権力増大を阻止する力とはなりえず、ただこのような増大を遅らせるだけの力しかもたなかった。

すなわち、ドーレイ氏の言葉にあるように、「合衆国憲法が何を決めていようがよう、そ

んなことたあおかめえなしによ、最高裁は選挙の結果のいうままってわけよ。」アメリカ合衆国憲法の条文は、最高裁判所によって再解釈され、新しい意味を与えられてきた。政府の権力拡大を抑えるものとして意図されていた憲法の条文が、その効力を次から次へと失わされていったのだ。最高裁判所に関して権威ある研究を行ったラオル・バーガーは、最高裁判所によるアメリカ合衆国憲法修正条項の解釈の仕方に関して、次のように書いている。

アメリカ合衆国憲法修正第十四条は、ハーラン最高裁判事が最高裁判所の「修正権の乱用」と名づけたこと、すなわち解釈という装いのもとに、最高裁判所が実は憲法を継続的に修正していつていることを示す時に優れた事例だ。……

最高裁判所は憲法起草者たちの意思を侮辱し、当初の意図に完全に矛盾する解釈を盛り込んでいった、といっても誤りではない。……

このような最高裁判所の行動をみれば、最高裁判所の判事たちは自分たち自身を法そのものとした、と結論しないではいられない。(1)

#### 世論と一般大衆の行動

フェビアン社会主義やニューディール自由主義へ向けての潮流がいまやその最高潮に達し退潮し始めたということを示す証拠は、インテリたちの著述や政治家たちが政見発表演説会において披瀝する感情にみられるだけでなく、一般大衆の行動の仕方にもみうけられる。一般大衆の行動は疑いもなく世論によって影響を受けている。また逆に、一般大衆の行動は世論を強化し、その世論を政策へと実現していくのに主要な役割を果たす。

A・V・ダイシーは驚くべき洞察力をもって、六十年以上前に次のように書いている。「もしも社会主義的立法の進展が阻止されるとするならば、このような阻止は、思想家たちの影響によって発生するよりは、国民の注目を引きつけるに違いないいくつかの明白な事実によってこそ、行われることになるだろう。そのような明白な事実とは、たとえば税負担における増大という事実だ。この税問題は、つねに変わりなくということでないとしても、通常、社会党の政策綱領に随伴してきた項目だ(2)」と。巨大な政府によって発生させられるインフレ、高率の税金、明らかな非効率性、官僚制度、過大な規制などは、ダイシーが予見したような効果をもたらしてきている。これらのことが人びとに、自分たちで問題を片づけようとさせ始めており、政府が設けてきたいろいろな障壁を乗り越える道を、自分たちで発見しようと努力するようにさせ始めた。

パット・ブレナンは、一九七八年に有名人とっていいような存在となった。その理由は、彼女と彼女の夫とが合衆国郵政省と競争を始めたからだ。すなわちこの夫妻は、ニューヨーク州の繁華街の範囲内に限って小包みや郵便物を即日配達することを保証した。この事業を始めるとすぐ、それは大繁盛することとなった。

この夫妻が法律に違反していることは疑いない。実際、合衆国郵政省はこの夫妻を裁判所に訴え、ついに最高裁判所までこの件はいくこととなったが、夫妻はこれに敗訴した。その間に必要だった裁判経費は、地方の企業人たちが提供した。

パット・ブレナンは次のように述べている。

わたしはね、静かな反乱が始まっていくと思うのよ。多分、わたしたちがその初めだったのね。……みんなが官僚たちに反抗し始めたのよ。これが何年も前だったら、こんな反乱なんてしようとは夢にも思わなかったはずよ。そんなことをしたら、昔だったら私たちは口を封じられてしまったものね。……ところがみんなが、いまでは自分たちの運命を自分たちで決めようとし始めたのよ。そしてみんなのことになんか何の関心ももっていないワシントンの誰かさんたちに、こんな大事な問題は任せられないと決めたのよ。だからさ、これは無政府主義なんていう問題じゃないのよ。そうじゃなくてさ、みんなが官僚たちの権力のことをもう一ぺん考え直し始めてさ、そんな権力を拒否し始めたのよ。……

自由の問題っていうのは、どんな商売をしてたってさ、必ず出てくるのよ。わたしたちがこんな商売を始めていい権利があるのかしらとか、自分がどんなことをするか決めていい権利があるのかしらとかね。消費者たちに自由があるかといった問題だってあるのよ。消費者たちは、自分たちがおカネがかからないと思ったサービスを使っていい自由があるじゃないかしらとか、もっといいサービスを受けても当然じゃないかしら、とかね。ところが政府によるとね、それに「民間郵便法」っていう法律があって、わたしたちが商売始める自由なんかないんだってさ。消費者たちもね、わたしたちのサービスを使う自由はないんだってさ。アメリカは、何から何まで自由や自由企業がいいんだっていう考え方に立っているっていうのにさ。こんなのって、アメリカじゃまったくおかしい話じゃないの。

パット・ブレナンは、他の人びとには無関係だと彼女が考えているのに、彼女の生活と人生とを他の人びとが管理しようとする試みに対して、人間として当然の反応を示しているだけのことだ。このような反応の最初は、腹立たしさだ。第二の反応は、法によって設けられている障害を乗り越えようと努力することだ。そして最後に、法一般に対する尊敬の念が低下するという事態が発生する。このような最終的な結果は嘆かわしいことだが、不可避なことだ。

ひとつの驚くべき例がある。それはイギリスにおいて、重税に対する反乱が発生したことだ。イギリスの権威であるグラアム・ターナーは、次のようにいっている。

イギリスはこの十年から十五年の間にペテン師の国になってしまったといっても、けっしていい過ぎではないと思う。

ペテン師たちはどんなやり方をしているのだろうか。それは驚くほどいろいろなやり方をしている。まず一番低いレベルから考えてみよう。地方にある小さな食料品店があったとしよう。この食料品店の主人は、どうやってカネをもうけているのだろうか。彼が発見したことは、いつも購入している卸問屋から仕入れると、そのたびに仕切書を使用しなくてはならないということだ。この仕切書は当然、税務署の監査の対象となる。ところが、「現金払いもち帰り店」へ直接に行って、そこで自分で商品を買って来るとそんな必要はない。……そこでそれらの商品を売ると、これから出てくる利益に対しては税金がかからない。どうしてかといえば、税務署は彼がそんな商品を仕入れたことを知らないからだ。これがこの食料品店主がやっている方法だ。

今度は上のレベルで例をみてみよう。つまり会社の重役たちだ。重役ともなると、ずいぶんいろいろなやり方がある。重役は自分の食料を会社を通じて買ったり、休暇の費用を会社につけたり、自分たちの奥さんを会社に一度も行かせないのに重役にするとしたことさえやる。重役はそのうえ、自分たちの住宅を会社のものにしたりする。このために工場と自宅とを同時にこしらえる、といった簡単な方法を使っている。

肉体労働をしている普通の労働者階級から、会社の重役たちとか指導的な政治家たちとか、政府の閣僚とか野党の「影の内閣」のメンバーとか、ありとあらゆるところで人びとは同じようなことをやっている。

いまではすべての人が税制は基本的に不公平であり、できるならばこの税制の網の目をかいくぐる方法はないものかと努力するようになってきているように思える。こんな具合に、税制が不公平だということに人びとの意見が一致してしまうと、一国は事実上陰謀団体の集まりに似たような状況になり、みんながお互いに税金をペテンにかけて免れようと力を合わせるようになる。

イギリスで脱税のためのペテンをやるのは、少しも難しいことではない。他の人がみんな実際に手を貸したいと思ってくれているからだ。十五年ほど前ならば、事情はまったく違ったものだった。あのころだったら、こんなことをすれば、みんながそんなことをやるのは誤りだといっていた。

またウォール・ストリート・ジャーナル紙に現われた、メルヴィン・B・クラウスによる「スウェーデンの反税反乱」と題する評論（一九七九年二月一日号十八ページ）をみてみよう。

西側でもっとも高率な税金に対するスウェーデン人たちによる革命は、個人のイニシアティブに基礎を置いている。政治家たちに頼る代わりに、普通のスウェーデン人たちが自分たちで問題を片づけようとしており、いまや税金の支払いをキッパリと拒否するようになったのだ。脱税はいろいろな方法で行われることが可能であり、多くのやり方は合法的だ。……

スウェーデン人たちが納税を拒否するひとつの方法は、これまでよりも働くのを減らすという方法だ。……ストックホルムの美しい多島海でヨットを運転しているスウェーデン人たちは、働くのをやめてしまって遊んでいるだけの生活をしているという、この静かな反税革命を、生き生きと事実でわれわれに教えてくれる。

スウェーデン人たちはいわば「自前のやり方」で脱税しているのだ。……

物々交換が、スウェーデン人たちが重税に反抗しているもうひとつの方法だ。テニス・コートでテニスをしているスウェーデン人の歯医者に、病院に帰って自分の歯をみてくれるようにすることは、けっしてやさしいことではない。しかし歯痛に苦しんでいる弁護士には、チャンスがあった。弁護士は、歯医者にサービスをしてもらう見返りに、弁護士サービスをすることを申し出た。この物々交換は、歯医者にふたつの税金を免れさせてくれる。つまり、自分自身の所得税と自分が弁護士に支払う経費に対する税金とのふたつだ。物々交換は原始的経済の指標だと思われるが、高率の税金のおかげで、この方法は福祉国家で仕事をする上で人気のある方法、とりわけ専門職をもっている人びとの間で人気のある方法となった。……

スウェーデンにおける反税革命は金持ちの革命ではない。それはすべての所得階層において発生している。……

スウェーデンの福祉国家はいまやジレンマに陥っている。そのイデオロギーはいっそうの財政支出を求めている。……ところがスウェーデンの市民たちはもはや納税の飽和点に到達しており、これ以上の増税は人びとによる抵抗の対象としかならない。……そのスウェーデン人たちがいっそう高率となる税金に抵抗する方法は、同国の経済にとって弊害をもたらすやり方においてこれを行うという方法以外には、もはやなくなってしまっているのだ。増大していく公共支出は、そもそも福祉経済がその上に立っている経済的基礎そのものを浸蝕しているのだ。

### 特殊利益流行の原因

フェビアン社会主義やニューディール自由主義へ向けての潮流は、いまやその最高潮に達し、新しい潮流が流れ込んでこうとしている。その新しい潮流が全体主義的社会へ向けての動きではなく、もっと自由な社会やもっと制限された政府へ向けての動きになるためには、公衆は現状の欠点を認識するだけでなく、どうしてそのような事態に陥ったのか、またこれに対してわれわれが何をすることができるのかを、理解しなければならない。いろいろな政策の結果が、それらが表向きに掲げていた当初の目的とは、どうしてこれほどしばしば反対の結果になることが多いのか。どうして特殊利益の方が一般利益より優先されるのか。このような事態の進展を押しとどめ、これを逆転させるために、われわれはどんな工夫ができるのだろうか。

## ワシントンにおける権力

ワシントンDC市を訪ねるときはいつも、あの市に大変な権力が集中されていることに、われわれはあらためて感銘を受けないではいられない。アメリカ合衆国の議事堂の廊下を歩いてみても、四百三十五人の下院議員や百人の上院議員たちは、これらの人びとが雇っている一万八千人の間にまぎれてしまっている。すなわち上院議員一人当たり約六十五人と下院議員一人当たり二十七人というアメリカ合衆国議会の職員たちの間で、それらの議員たちを発見するのは困難なのだ。そのうえ一万五千人以上の登録したロビイストたちがおり、彼らはしばしば自分たちの秘書やタイピスト、調査員、自分たちが代表する特殊利益団体の代表などを伴っており、自分たちの影響を与える機会をねらって議事堂の廊下を歩き回っている。

しかも、このことは氷山の一角でしかない。連邦政府の職員の総数は三百万人に近く、しかもこの数字が軍人を含んではいないのだ。アメリカ合衆国議会とアメリカ合衆国政府とに関係ある人びとが三十五万人も、ワシントンやその近郊に住んでいる。そのほかにも、政府が名目だけ民間と呼ばれるような団体と結んでいる契約を通じて、数え切れないほどの人びとが間接的に政府によって雇用されている。またワシントンは政府がある首都だということで、そこに本部や少なくとも事務所をもっている労働組合や業界団体やその他の特殊利益団体などによって、たくさんの人が雇用されている。

ワシントンは弁護士たちにとっても魅力ある場所だ。アメリカのもっとも大きな、そしてもっとも繁栄している弁護士事務所がワシントンに存在している。ワシントンには、連邦政府やその他の政府による規制に関係したことだけのために七千人以上の弁護士が働いているといわれている。ワシントン市以外に本部のある弁護士事務所の百六十が、ワシントンにその事務所を置いている（3）

ワシントンにおける権力は、けっして数人の人びとの手集中されている単一的な権力ではない。この面で、ソ連や中国や、アメリカに近いキューバのような全体主義的諸国とは、異なっている。ワシントンの権力は多くの小さな部分へと分権化されている。アメリカ全土を通じてすべての特殊利益団体が、それらの分権化されている小さな権力のどれかに影響を与えようと努力している。その結果、ワシントンで議論されるほとんどすべての問題に関して、政府はその賛否のどちら側にも立っているという事態が起きている。

たとえばワシントンにおけるひとつの巨大な建物の中で、人びとがたばこを吸わないようにするために、納税者たちの税金を使っていろいろな政策を考案し、これを実施しようと努力している正規の政府職員たちが働いている。ところがこの建物から数マイルしか離れていないもうひとつの巨大な建物には、たばこを生産する農民たちに助成金を交付するため、納税者の税金を使って懸命に働いている正規の政府職員たちがいる。

さらにもうひとつの建物においては、賃金・物価安定委員会が、企業人に対しては価格の引き上げ抑制を、労働者に対しては賃金要求の抑制をさせるために、これらの人びとを

説得したり圧力をかけたりだまそうとしたりして、残業している。ところが他の建物では農務省の下部組織が、砂糖や木綿やその他数多くの農産物の価格を高い水準に置いておこうとしたり、これを引き上げようとするために、いろいろな政策を推進している。また別の建物では労働省の役人たちが、デイビス ベイコン法のもとに、「支配的な賃金」の決定を行うことによって、建築労働者たちの賃金を押し上げている。

連邦議会はエネルギー確保を促進するため、二万人の職員を雇用しているエネルギー庁を設立した。その同じ連邦議会が環境に関する規制を樹立し執行していくため、一万二千人以上もの職員を雇用している環境保護庁も設立した。その政策を実行するには、より多くエネルギーを使用することになる場合が多い。しかもこれらのそれぞれの官庁の内部では、さらに相互に交差した目的のために動いている下部組織をもっていることは疑いない。

このような状況は、これがもしも深刻な問題でなかったならば、滑稽な図にみえたことだろう。このように相互に交差した目的のために働くと、これらの諸官庁の活動がもたらす効果は相殺されることが多いが、それらが発生させる費用は相殺されない。その政策やプログラムは、さもなければわれわれが各自の必要を満たすためにいろいろな財貨やサービスを購入するために使えたはずの資金を、われわれのポケットから取り上げているのだ。このようなそれぞれの官庁は、さもなければ生産的な活動に従事することができた有能で技術をもった人びとを使っている。それぞれの官庁は、苦心をして規制や規制措置を考え出し、官僚的形式主義を生み出し、それらを書き込むに当たってわれわれ市民を徹底的に苦しめているいろいろな書式を生み出している。

#### 集中された特殊利益対拡散された特殊利益

これまでみたような権力の分権化、それも数多くの小さな単位へと拡散して行われている分権化や、相互に矛盾し衝突する政府の諸政策は、詳細で特殊な数多くの法律を立法化することによって、その運営を行っている民主主義体制の政治的現実と根差しているものだ。このような体制は、それぞれ高度に集中化された特殊利益をもっている数多くの小さなグループに対して、不当に大きな政治的権力を与えることとなる。その結果、重要な政策ではあっても、その効果が隠れていて間接的で遅い政策よりも、明快で直接的な効果がすぐ出てくる政策の方が重要視されることになる。したがって特殊利益に奉仕するために、一般的利益が犠牲にされる傾向が進み、その逆は行われなくなる。すなわちそこには、いわば「政治における見えざる手」とでも呼べるものが存在し、アダム・スミスの「見えざる手」とはまさに反対の方向に働いているのだ。一般利益を促進することだけを意図している個人たちは、「政治における見えざる手」に導かれて、その意図はまったくもっていないのに、特殊利益を促進することになるのだ。

ここに、この問題の性質を明らかにしてくれる二、三の例がある。すなわち商船の造船に対し助成金を与え、近海における海岸輸送の大半をアメリカ製の船舶を使用するように

制限することによって、アメリカ製船舶の利用を促進している政府の政策を考えてみよう。この政策がアメリカの納税者たちに負わせている費用は、年間約六億ドルで、造船業で直接働いている四万人の人びとの一人当たり直すと、年間一万五千ドルにのぼるといわれている。船舶の所有者やこれを運転する人びとや、そこで雇用されている人びとは、このような政策を手に入れ維持しておきたいという強い誘因をもっている。これらの人びとはそのためにロビー活動を行い、政治的献金をするために資金をふんだんにばらまいている。これに対して、この六億ドルをアメリカの二億人を超える総人口数で除すると、一人当たり年間三ドルでしかない金額となり、四人家族でいえば一家族十二ドルにしかならない。このような状況下においては、連邦議会に立候補した人がこの助成策を支持しているからといって、われわれの誰がこの候補者に反対投票をするだろうか。またこのような政策を廃止させようとして、自分の資金を消費したり、あるいはこのような問題に関してもっと情報を知ろうとして、わざわざ自分の時間を使う人が何人いるだろうか。

もうひとつの例としては、製鉄会社の株主たちや、これらの会社の役員たちや、これらの会社で働いている労働者たちの例がある。これらの人びとは例外なしに、アメリカの鉄鋼輸入が増大すれば自分たちの利潤が減少し、自分たちの雇用が少なくなっていくことを、きわめてよく知っている。これらの人びとは、輸入を締め出す措置を政府がとれば、自分たちの利益になることを明白に認識している。ところが日本からの輸入が減少すれば、アメリカから日本への輸出も減少することとなり、その結果、輸出産業の労働者たちは仕事を失うことになる。しかしこの輸出産業の労働者たちはアメリカの鉄鋼輸入に対する制限が、自分たちの仕事を脅かすものであることを知らない。それどころか、それらの人びとが仕事を失ったときでさえ、どうしてそうなったのか理解できないのだ。鉄鋼を材料としてつくられた自動車やストーブやその他の製品を購入する人びとは、それらの製品の値段が上昇したことに不平をいうかもしれない。しかしそのような価格の上昇が鉄鋼輸入に対する制限によるものであり、自動車などの製造者たちが外国の安い鉄鋼を買えず、高い国産の鉄鋼を使わなければならなくなったからこそ、製品の値段が上昇したのだと気づく人がその中に何人いるだろうか。消費者たちの大半は、政府の政策ではなく、むしろ「貪欲な」製造業者や「欲深い」労働組合を、その責任者として非難する可能性はるかに高い。

農業がもうひとつの例だ。農民たちはワシントンへやってきて、トラクターの上から農産物に対する維持価格を引き上げるとデモを行う。すなわち政府の役割が変化してきたので、このようにワシントンで訴えをするのが自然なことようになってしまった。しかしそうなる以前には、農民たちはホワイト・ハウスに援助を求めるよりは、悪天候を責めたり、教会へ行っていったのだ。食品というこれほど不可欠で目につく商品のために対しても、農産物価格維持政策に抗議してワシントンでデモを行う消費者は一人もいない。また農業がアメリカの主要な輸出産業であるというのに、農民たち自身が、自分たちの問題がどれほど広範に合衆国政府の外国貿易への介入によって引き起こされているかに関しては、何の認識ももっていない。たとえば農民たちには、実はアメリカ政府による鉄鋼輸入に対

する制限によって自分たちが被害をこうむっているのだという考えは、けっして心に浮ばないのだ。

さらに、もうひとつきわめて異なった例がある。それはアメリカの郵便局だ。第一種郵便に対する政府の独占を廃止しようとするすべての運動は、郵便局従業員組合によって激しく反対されてきた。この組合の組合員たちは郵便事業を民間企業へと公開すれば、自分たちの仕事を失うことになることと明白に認識している。このような結果が発生するのを阻止しようとする努力することは、それらの人びと自身にとって利益となる。ロチェスター市のブレナン夫妻の場合が示唆しているように、もしも郵便事業に対する国家独占が廃止されるならば、活発な民間郵便事業が発生し、何千もの郵便会社をつくり出すことになり、その結果、何千何万人もの労働者たちがこれによって雇用されることになるだろう。このような新しい産業が起こることによって、利益の多い機会を与えられることになる人びとはたくさんいるはずだが、そのうちのきわめて少数の人びとしか、このような可能性が存在していること自体を知らない。かりにそのような人びとがいるとしても、それらの人びとはワシントンにおいてこれに関係ある連邦議会の委員会で、そのような証言を行うことはない。

ある人が政府によるひとつの政策によってなんらかの特殊利益を促進されたり保護されたりしており、他方ではそのひとつひとつをとってみれば自分がたいした影響を受けない多くの政策が他にあるとして、後者の諸政策のそれぞれによる微少な悪影響を総合すると、これらの全体によって払わされる犠牲の方が、その特殊利益よりも大きい場合がある。その場合でも、その人は特殊利益を受ける政策に賛成し、他の諸政策に反対しない方が得になるのだ。同一の特殊利益を享受するその人とその小さなグループは、十分なカネと時間を投入すれば、自分たちの政策を目立たせることができることに気づく。その政策を推進しなかったからといって、自分たちに被害を及ぼす他の多くの政策が採用されるのを阻止できるわけではない。そららを阻止するためには、自分たちの政策を推進するのと同じ努力を、それらのひとつひとつの政策に反対するために積極的に注ぎ込まなくてはならない。しかし、そんなことができるはずがないことは、わかりきっている。

市民たちは税金のことを知ってはいる。しかし多くの税金は隠された性質をもっているため、その知識はあやふやなものといえる。法人税や奢侈税は人びとが購入する財貨の価格に含まれているが、その価格のうちのどれだけが税金であるかはわからない。大半の所得税は源泉徴収だ。インフレという、隠された諸税の中でも最悪の税金は、人びとになかなかわからない。販売税や財産税や、控除額を超えた所得に課される所得税だけが、直接的に人びとの目に触れ、はっきりと認識される。だからこれらの税金だけに人びとの怒りが集中することになる。

官僚体制

政府の規模が小さくなればなるほど、また政府に課せられる機能が大きく制限されればされるほど、政府の政策が一般利益よりも特殊利益を反映する可能性は、ますます小さなものとなる。この問題との関連で、ニューイングランドのタウン・ミーティング〔町や村の人びとによる集会〕が、すぐ心に浮んでくる。この場合、統治されている人びとは統治している人びとを知っており、統治担当者たちを支配することができる。そこではすべての人びとが自分の意見を表明することができる。また、そこで討論される政治的議題は十分に小さいので、誰もが大きな議題に関してだけでなく、小さな議題に関しても、かなりよい程度にまで情報を手に入れることができる。

政府が影響を及ぼす範囲が広がり、政府の役割が増大していくにつれて（このような拡大や増大が、政府が統治する地域が増大したり、人口が増大することによってもたらされたものであろうが、政府がより広範囲にわたっているいろいろな機能を果たすことによってもたらされたものであろうが）、統治される人びとと統治している人びととの間におけるつながりは細くなっていく。このような状況下では、ある大きさ以上の規模の市民たちのグループは、そのグループがどんなグループであろうと、いまや極度に拡大された政府の政策や議題のそれぞれに関して、適切な情報を手に入れることは不可能になる。それどころかある点を超えると、政策や政治的議題の主要なものでさえ、これを知ることができなくなる。政府の行政を担当させるために必要な官僚機構は、このような状況下ではますますその規模を増大させていき、市民と、市民が選挙する議会の人びととの間に、ますます官僚機構が介入してくることとなる。官僚機構は、特殊利益団体が目的を達成するための手段となり、また、自分自身の特殊利益を推進するための手段ともなっていく。すなわち、官僚という新しい階級が出現してくるのであり、この問題は第5章で論じた。

現在のアメリカ合衆国では、大衆による政府に対する有効で詳細な管理といえるほどのものは、村や町や小さな都市や都市の郊外に限られてしまうようになった。そのうえこれらの地方においてさえ、公衆が影響を与えることができる事柄は、州政府や連邦政府によって命じられている事柄以外のものではない。大都市や州やワシントンにおいては、われわれアメリカ人は人民のための政府はもっているが、この政府はもはや「人民による政府」ではなくて、「官僚たちによる巨大な顔のないグループによる政府」でしかなくなった。

連邦議会の立法者たちは、自分たちが投票するすべての法律を分析したり研究したりすることができないのはいうまでもないが、これらを読むことさえもはや考えられないこととなってしまった。立法者たちは自分の投票を決めるときには、数多くの側近者や助手、外部のロビイスト、同僚の立法者、その他のなんらかの情報源などに、ほとんど依存しなければならなくなっている。投票によって選挙されたのではない連邦議会の内部における官僚機構は、議会において制定される諸法の細部を詰めていくに当たって、いまや、選挙された議員たちよりも、はるかに大きな影響を与えることになっているのはほとんど間違いないことだ。

政府の諸政策における行政の分野では、状況はさらに極端なものとなっている。

巨大な連邦政府の官僚制度は、多くの省や独立の官庁を通じて広がってしまっており、大衆によって選挙された議員たちには、もはや文字通り管理できないものとなっている。選挙された大統領たちや上院議員たちや下院議員たちは、ワシントンへ来てはまた去っていく。しかし、官僚たちはワシントンに居続ける。高い地位を占めている官僚は、自分たちが支持しない提案であれば、それが議員たちによって提案されたものであっても、官僚的形式主義を使ってその実現を遅らせ、これを敗退させてしまう技術に関しては、舌を巻くほどの熟練者だ。つまりこれらの高級官僚は、法に対する「解釈」という名のもとに、いろいろな法律を巧妙に、ときによっては露骨にさえそれらの法律の目標をねじ曲げてしまい、自分たちの考えにしたがって諸規則を発令し、いろいろな規制を行っていく。また高級官僚は、自分たちが支持する法律の部分はその行政を強力に推進し、自分たちが容認しない法律の部分はその行政の実現を遅らせていく。

もっと最近では、連邦裁判所は、ますます複雑になりますます大きな影響を与えていく立法に直面して、法に対する非人格的な解釈者としての伝統的な役割をはなれ、立法と行政との両者に対する積極的な参加者となってきた。そうすることによって裁判所は、政府の各官庁間を仲裁する独立の政府機関としてよりは、それ自体が官僚機構の一部となってきてしまった。

官僚はまだ権力を奪取してはいない。また官僚が、民主主義的な過程を転覆させようとする陰謀に、計画的に参加してきたわけでもない。権力は官僚に対して、むしろ押しつけられてきたのだ。複雑化してしまった政府の活動を運営していくためには、官僚への権限の移譲を行う以外の方法では完全に不可能なこととなってしまったのだ。このような動きは、異なった機能を委任された官僚たちの間に衝突を発生させることとなり、たとえば最近でいえば、一方で環境の保全と改善との責任をとるように命令されている官僚と、他方でエネルギーの保存と生産とを促進するように命じられている官僚たちとの間に、衝突が発生してきた。これに対して実現可能な唯一の解決策は、さらにもう一組の官僚に対してこの衝突を解決する権限を与えることでしかない。すなわち「官僚的形式主義を打ち破るため」ということがよくいわれるが、実はほんとうの問題は官僚的形式主義ではなくて、政府がもっている望ましいが異なった諸目的相互間における衝突なのだ。

このような異なった機能を与えられた高級官僚は、自分たちが起草したり受け取ったりしている報告書や諸規則や、出席している会議や、他の重要な人びとと行っている長時間にわたる討論や、発令している諸規則や諸規制が、実はかえって問題をつくり出しているのであって、まったく解決にはなっていないことに気づかないでいる。高級官僚は当然ながら自分たちは不可欠な存在であると考え、自分たちは情報をもっていない投票者や自己利益のことだけを考えてしまう企業人よりは、何がなされなければならないかをよく知っていると思うようになってきた。

官僚機構の規模と権力の増大は、市民一人ひとりとその政府との関係のすべての詳細な面にわたって影響を与えていく。最近では、もしもわれわれが何か苦情をもっていたり、

政府の政策によって何か利益を得ることができる方法を思いついたりすれば、まず第一にそれに沿った規則をつくる官僚に影響を与えようと努力してみるようになってしまった。今日でもわれわれは、自分たちが選挙した議員に訴えるかもしれない。しかしそうした場合でも、おそらくわれわれは議員に対して特定の立法を支持するように依頼するよりは、われわれに代わって官僚に対し介入をしてくれるように依頼する方が多い。

企業活動に成功できるかどうかは、ワシントンの事情に詳しいかどうかや、立法者や官僚に対して影響力をもっているかどうかに、ますます依存するようになってきた。政府と企業との間には、「天下り」と呼ばれるようになってきた事態が発達してきた。すなわち、ワシントンで官僚としての任期を一回つとめ上げることは、企業の世界で成功していく上での、いわば徒弟奉公制度のようなものになってしまった。政府で仕事をするとは、一生政府で働くための最初の第一歩としてよりは、うまくいけば将来、雇用者となることができ、そのときに手に入れることのできる契約や、またそのために必要な政府の内部事情を知ることができるという価値があり、そのために人びとはそれらの仕事を求めるようになっていく。公益と私益との衝突を回避しようとして立法化された法律が、急激に増えてきた。しかしそれらの法律も、私益のために法律が乱用される場合のうち、せいぜいもっとも目立つ場合のみ排除しているだけのことにすぎない。

特殊利益団体が、どうしても目立ってしまう立法化を通じて自分たちの利益を獲得しなければならない場合、それは一般利益を実現するためだという美辞麗句を使って実態を覆い隠すだけでなく、これに対して無関心な人びとのうちのかなりの部分に対しても、自分たちの訴えが長所をもっているものであることを納得させるように努力しなければならない。どんな立法でも、それが特殊利益団体のむき出しの利己主義を満たすものと人びとに認識されると、そのような立法はまず実現される可能性はない。このことは最近、商船会社に対して特別の特権を付与しようとした提案が敗退したことでわかる。カーター大統領が商船乗船組合から大統領選挙のためのかなりの援助を受けたのちに、この提案に対するカーター大統領の是認が公にされたにもかかわらず、この提案は退けられることとなった。鉄鋼産業を外国との競争から守ることは、国家の安全保障と完全雇用とに寄与するものであるとして、推進されてきた。農業に助成金を与えることは、食糧の安定供給を保障してくれるものであるとして、推進されてきた。郵便事業に対する政府の独占は、国家の団結を固めてくれるものとして、推進されてきた。このように、同様のことがほとんど限りなく行われてきている。

約一世紀前に、A・V・ダイシーは、どうして一般的利益に名を借りた美辞麗句的な訴えがこれほど人びとを納得させることができるかを、次のように説明している。「国による干渉、とりわけ立法という形での干渉がもたらすよい影響は直接的であり、直ちに効果を現わすものであり、いわば目につくものでもある。これに対して国による干渉がもたらす悪い影響は次第にしか発生してこないものであり、間接的なものであり、人びとの目にふれないところに存在している……。こうして多くの人びとは必然的に政府の干渉を不当に

大きな好意をもってながめることになってしまうのだ(4)。」

政府の干渉に対するこのような不当に大きな支持を、ダイシーは「自然な偏向」と呼んだ。この「自然の偏向」は、特殊利益団体が立法を通じるよりも、行政的な手続きを経て自分たちの利益を手に入れようとするとき、はるかにもっと強いものとなる。州際商業委員会に対して、自分たちに都合のいい裁定を訴えるトラック会社は、一般利益のためという表現を使いはするが、だからといってこの点をどこまでも言い張ろうと努力するわけではけっしてない。この会社は担当官僚を納得させさえすればよいのだ。一般的利益に関心をもっていてもその問題に無関心である人びとからはほとんど反対が出てこない。反対が出てくるのは他の特殊利益団体からである。たとえばこの場合では、他のトラック会社や貨物輸送の注文者たちからであって、これらの他の特殊利益団体はそれなりに、ひそかに自分たちの利益を考えている。すなわち実際のところは、一般の利益のためにというカムフラージュはきわめてたわいないものでしかないのだ。

裁判所が果たす役割が変化したため、さらに強化されることとなった官僚機構は、ジョン・アダムスがマサチューセッツ州の憲法を起草(一七七九年)したときに表明した理想、つまり「人びとによる政府でなくて、法にもとづく政府」をあざ笑うようになってきた。次のような人びとは誰でもわれわれがいかに法による支配から遠いところにきてしまったかを実感するだろう。つまり外国旅行から帰ってきた際に、税関吏の検査を受けた人とか自分の納税申告書を税務署によって監視されたことがある人、消費者製品安全委員会やその他数多くの連邦政府官庁のどれかの役人による検査の対象となったことがある人、裁定や認定を求めて官僚機構に訴えたことがある人、また賃金・物価安定委員会に出席して自分たちの価格が賃金を弁護したことのある人などは、よく気がついてはいるはずだ。政府の役人はわれわれのための「奉仕者」であるとされている。しかし、われわれがわれわれの納税の検査を受けるために税務署の代表と机を隔てて座ったときに、その代表とわれわれとのいったいどちらが主人であり、どちらが奉仕者だろうか。

もうひとつ別の例を使ってみよう。最近のウォール・ストリート・ジャーナル紙(一九七九年六月二十六日付)に出ていた報道は、「証券取引委員会の告訴、前重役屈服」という見出しが掲げられていた。この当人である企業の重役モーリス・G・マックギルは次のようにいったと報道されている。「問題は、私が取引から個人的に利益を得たかではなくて、社外重役の責任は何かという問題だった。証券取引委員会の告訴を裁判所にもっていけば、おもしろいことになっていただろう。しかし私はそうはせずに決着をつけようと決心したが、この決心は純粋に経済的なものだった。証券取引委員会と最後まで戦うのに必要な費用は膨大なものになってしまうからだ。つまり裁判に勝とうが負けようが、マックギル氏はそのための費用を自分で支払わなければならなかったのだ。裁判に勝とうが負けようが、この問題に裁定を下した証券取引委員会の委員たちは、仲間の官僚たちの間で自分の評判がどうなるかといったことを除けば、ほとんどどんな危険にもさらされていなかったのだ。

## 可能な解決策

いうまでもなく、このような最近の傾向を阻止し、これを逆転しようと欲するものは、政府の権力を増大させたり政府の支配力が及ぶ範囲を拡大させたりするような、これ以上の特別な政策に対しては反対すべきであり、既存の諸政策を廃止し改善することを主張すべきであり、われわれと同じ考えをもつ立法者たちや行政者たちを選挙するように努力しなければならない。しかしこれらのことは、政府の巨大化を逆転させるためには有効な方法ではない。それどころか、このような方法は間違いなく失敗する。人びとは自分の特殊な特権を擁護しようとし、他人の犠牲においてだけ政府を制限しようと試みるだけだ。われわれは多くの頭をもったヘビと戦っているのであり、このヘビはわれわれがその頭を切り捨てるよりももっと早く、新しい頭をはやしてくるのだ。

アメリカ合衆国建国の父たちは、これよりはもっと将来性のある方法をわれわれのために示してくれている。それは、いわば「一括取引」をすることだ。われわれは、われわれが政治的な径路を経て追求することが許される目的を制限する「自己否定的」な法律を制定すべきだ。われわれはいろいろな規制や法律や政策を、それぞれの長所に即して考慮すべきでなく、政府が行うことを広範に制限する規則を樹立しなければならない。

この方法が優れている点は、アメリカ憲法修正十カ条によってたいへんよく示されている。言論の自由に対して特別な制限を設定することは、実はその多くの場合において、立法者や選挙民たちの絶対的多数によって容認されることだろう。多くの人びとが、ナチスやキリスト再臨派やエホバの証人派やクー・クラックス・クランや肉食主義者や、その名前を思い出すことができるどんな小さなグループに対しても、これらの人びとが街頭で演説するのをやめさせる規則を立法化することに、賛成する可能性がきわめて高い。

ところがアメリカ合衆国憲法修正十カ条が賢明なのは、これらのすべての事例を一括して取り扱っている点だ。この修正第一条は、「連邦議会は……言論の自由を制限する法律を制定してはならない」という一般原則を採用した。すなわち、ひとつひとつの場合について、それぞれがどんな価値をもっているのかを考慮しないというのだ。当時においては多くの人びとがこれを支持し、今日においても依然として多数の人びとがこれを支持するのではないかと思われる。われわれは、われわれ自身が少数派である場合には、われわれの自由が干渉されることに対して、もっと深刻に感じるものだ。これに対して、われわれが多数派である場合には、他人の自由を干渉することについて、それほど真剣な関心をもたない。しかし、われわれの大半がなんらかの時点において少数派になることはまず間違いないのだ。

われわれの考えでは、経済と社会の分野における政府の権力を制限するために、アメリカ合衆国憲法修正十カ条に等しいもの、ないしは「経済的権利章典」を樹立して、最初の権利章典を補完し、またこれを強化する必要があるのではないかと思われる。

憲法にこのような経済的権利章典を組み込むことは、それ自体として、またそれだけで、

政府が巨大になる傾向を逆転させたり、このような傾向がさらに続いていくのを阻止することはできないだろう。この事情は、現行の憲法と基本的になにも変わらない。現行の憲法は、今日の政府が巨大になる傾向を阻止することができなかった。見方を変えれば、現行の憲法も、ある程度までは、この憲法の創案者たちが意図し考えていたよりはるかに強力に、政府の権力増大やその集中を阻止してきた。究極的には成文法としての憲法は、自由社会を発展させたり、これを維持していくためには、必要でもなければ十分でもない。イギリスは、つねに「慣習法」としての憲法しかもっていなかったが、自由社会を発展させてきた。これに対して多くの南アメリカ諸国は、アメリカ合衆国憲法を事実上、一語一句までまねをした成文法としての憲法を採用してきたが、自由社会を樹立するには成功しなかった。成文法としての憲法や、いや慣習法としての憲法にしても、これを有効にさせるためには大衆一般とその指導者との間に、この憲法を支える一般的な世論の風潮が存在していなければならない。またその憲法は、人びとが深く信奉するようになっている諸原則を組み込んでいなければならない。行政府や立法府や司法府が、それらの諸原則に従って行動するのが当然だと考えられるようになっていなければならない。われわれがすでにみてきたように、世論の風潮が変化するとき、政府の政策も変化する。

それにもかかわらず、経済的権利章典を制定し、これを採用することは、次のふたつの理由において、政府がいっそう巨大になっていく今日の傾向を逆転させるために採用できるもっとも有効な方法であると、われわれは信じている。その理由の第一は、経済的権利章典という修正条項を制定していく過程において、このような努力が世論の風潮を形成するのに大きな価値をもつだろうという点だ。第二の理由は、このように憲法修正条項として経済的権利章典を立法化することは、そのようにして発生すると思われる世論の風潮を現実の政策に転換するにあたって、現行の立法手続きよりももっと直接的であり、有効な方法であるからだ。

もしもわれわれが考えているように、ニューディール自由主義を支持するこれまでの世論の潮流がいまや転換点に達しているとするれば、これにかえて新しい潮流が流れ込んでくるだろう。その際に権利章典を制定しようとする国民の討論がまき起これば、世論は全体主義よりは自由へと向けて完全に転換されるようになるだろう。このような経済的権利章典をめぐる国民的な世論は、巨大な政府にどんな問題点があり、それに対するどんな対策がありうるかについて人びとによく理解させることになるだろう。

このようなやり方で、現行合衆国憲法の修正条項を制定していくうえでの政治的な過程は、一般大衆の価値観を政治的成果に反映させるのに現行の立法的・行政的構造よりも有効だという点において、もっと民主主義的なものとなるだろう。今日の政府は、人民による政府だといわれているが、その人民による立法府も、人民による行政府も、人民による司法府も、ほとんどの一般大衆が反対する方法で、いろいろな問題を次から次へと処理してきた。あらゆる世論調査の結果からわかるように、公衆の絶対多数は、学校での人種統合を達成することを目的とした強制的なバス通学に反対している。それにもかかわらず、

バス通学は継続されているだけでなく、さらにいっそう拡大され続けている。これときわめて同じことが、雇用についてのいわゆる「前向き」の政策においても、高等教育の場合においても、また「結果の平等」を支持するような考えを政策化したその他の政策の場合にも、あてはまる。われわれの知る限りどんな世論調査機関も、「あなたの所得の四〇%以上をあなたに代わって政府が使用しているが、それに見合った価値のあるものをあなたは手に入れていますか」と尋ねた世論調査を行ったことがない。もしもこのような世論調査が行われれば、一般大衆がどんな答をするかに関しては、どんな疑問もまったくない。

これまで説明してきたような理由で、特殊利益は一般利益を犠牲にしながらか社会を支配してきている。今日の新しい支配階級は、大学におさまっている連中であり、報道機関であり、とりわけ連邦政府の官僚機構である。この新しい支配階級は、特殊利益団体のなかでももっとも強力なものひとつとなっている。この新しい階級は一般大衆による広範な反対にもかかわらず、また、しばしば自分たちの考えとはまさに逆のことを規定しているいろいろな特定の法律が存在しているにもかかわらず、自分たちの考えを人びとに強制するのに、繰り返し成功してきた。

ここで提案している憲法修正条項の制定は、これを立法化させる手続きそれ自体が政治的権力を有効に分権化させるという、大きな価値をもっている。すなわち憲法修正条項を立法化するためには、アメリカ全州の四分の三の州のそれぞれにおいて、そのための行動が採られる必要がある。また現行のアメリカ合衆国憲法は第五条で、「連邦議会は、三分の二の州議会による決議があれば、提案された憲法修正に関して特別会議を開催しなければならない」と、場合によっては特別会議が開かれるものであることを規定している。すなわち、新しい憲法修正条項を制定するにあたっては、現行の連邦憲法をとび越えて行うことができるのだ。連邦政府予算の均衡を規定した憲法修正条項を審議するために、連邦議会の特別会議の開催を要請した最近進行中の運動は、すでに一九七九年の年央までに三十州によって支持されている。さらに四州の立法府がこの運動に参加すれば、特別会議開催に必要な全州の三分の二という必要条件が満たされるが、いまやその可能性が現実に出てきたという事実は、ワシントンをついにたいへんあわてさせている。その理由はまさしく、この巧妙なやり方によっていま推進されている運動が、ワシントンの官僚機構をうまくとび越えていくことができるようになってきているからだ。

### 課税と政府支出との制限

政府を制限するために憲法修正条項を採用しようとする運動は、ひとつの分野、すなわち課税と政府支出の分野において、すでに始まっている。州が賦課することができる税金の金額を制限したり、ある場合には州政府が支出できる金額を制限した憲法修正条項を、一九七九年の初期までに五つの州が、州憲法にすでに組み込んでしまっている。同様な憲法修正条項が、その他の州においても採用される途中にあり、さらに別の州では、一九七

九年の選挙に投票で決定されることが日程に上っていた。これに加えて残りの州の半数以上では、同様な憲法修正条項を採用しようとする積極的な運動が展開されている。筆者自身が関係している全国的な組織、すなわち全米課税制限委員会（NTLC）は、いくつかの州におけるこのような活動のための情報センターとして、また、それらの活動を相互調整するセンターとして、これまで奉仕してきている。この委員会は、一九七九年の年央までだけで、アメリカ全土を通じて二十五万人くらいの会員をもっていき、会員の数はさらに急速に増大していた。

全国的なレベルでは、ふたつの重要な発展が始まっている。そのひとつは、連邦予算の均衡を規定した憲法修正条項を立法化するために、連邦議会が特別会議を開催しなければならないように、州議会に働きかけた強力な運動だ。それは主として全米納税者同盟によって始められたものだが、この同盟は一九七九年の年央に、全米を通じて十二万五千人の会員をもっていき。もうひとつの重要な発展は、連邦水準における政府支出を制限しようとする憲法修正条項の推進である。この憲法修正条項の草案は、全米課税制限委員会の後援の下に行われた。この起草委員会に筆者二人も奉仕したが、この委員会は弁護士や経済学者、政治学者、州の立法者、企業家、いろいろな組織の代表者などを委員としていた。この委員会が起草した憲法修正案は、すでに連邦議会の上院と下院の双方に提案されており、全米課税制限委員会はこれを支持する全国的な運動を開始している。提案されたアメリカ合衆国憲法修正案は、本書の付録Bに掲げておく。

州憲法と連邦憲法とに対する修正条項の背後にある基本的な考えは、民主的に選出された議員たちが、選挙民たちの多数派が望ましいと思っているよりも過剰な政府支出を決定してしまうような、現行体制における欠陥を是正することだ。

すでにみてきたように今日、議会が選挙民たちの多数派が望んでいるよりも過剰な政府支出を決定してしまうのは、特殊利益に都合がよいような政治的な偏向が発生するからだ。財政予算は、個別の諸政策に使われる財政支出を単純に総計して決定される。これら個別の政策のどれかに対してなんらかの特別な利益をもっている少数の人びとは、その政策を可決させるために資金を使い、懸命に働く。大多数の人びとにとっては、その政策が可決されたため自分にふり当てられることとなる支出負担増は二、三ドルにしかすぎない。このような状況下では、この事情に気がついて、誰もそのような政策に反対するために、自分の資金を使ったり、そのために働いたりする価値があるとは考えない。

多数派が支配するという点では、それぞれがなんらかの特殊利益をもった多数の少数派の連合体でしかない。連邦議会に選出されるためには、選挙民の二%か三%ぐらいの票を集めればよいが、その場合、他の選挙民たちにはほとんど関係のない特別な政策に対して、強い利害関係をもっているグループをいくつか集めさえすればよいのだ。このようなグループのそれぞれは、自分が特殊な利益をもっていない問題に関しては、候補者がどんな立場をとってしようがかまわない。自分たちが推進している政策を実現することさえ候補者が約束してくれれば、その候補者に喜んで投票するだろう。このような少数派グループを

十分な数だけかき集めることに成功すれば、その候補者は五-%という多数派を獲得することができる。すなわち今日、民主主義の名のもとに一国を支配しているのは、このような八百長の多数派でしかないのだ。

われわれが提案している憲法修正条項は、州レベルであろうが連邦レベルであろうが、立法者たちが予算割り当てをすることができる金額に制限を設けることによって、彼らの立法活動が行える条件を変更する。この憲法修正条項は政府に対して制限された予算しか与えず、その使い道は前もって特定化されており、立法者たちだけでなく選挙民たちも、それぞれ制限ある予算内においてしか、活動できないようにさせる。特殊利益のために行われる立法は、そのほとんどが望ましいものではないが、それと同時に、明らかに間違っている悪法というものもない。いやそれどころかすべての政策は、何かよい目的のために行われるものとして提出されるものだ。問題は、このようによい目的が無限に存在しているということだ。現在、立法者たちは、このような「気高い」目的に反対するには、弱い立場に立たされている。つまり、もしも立法者が、増税を必要とすることになるとしてある政策に反対すると、その立法者は、予算の制限などという卑しい金銭ずくの理由で、人間的な必要を切り捨ててしまう反動分子だときめつけられてしまうことになるだろう。結局のところ、よい目的のために立法化されるどのひとつをとってみても、選挙民一人当たりでいえば、二、三セントぐらいの増税しか必要としないのだ。ところが、もしも立法者が選挙民に対して、「おっしゃる通り、あなたのご提案になっている政策は気高い目的を達成してくれるでしょう。しかしわれわれは、限りある予算の中でしか行動できないのです。あなたのよいお考えを実現するために、もっと財政支出をすることになれば、その他の政策のための財政支出を減らさなくてはならないこととなります。したがって、他のどの政策の予算割り当てを削減すればよいのか、お教えてください」ということができれば、立法者は今日よりもはるかによい立場に立つことができるだろう。このようなことが実現すれば、どんな効果が出てくるだろうか。特殊利益団体は、納税者を犠牲にしてパイの自分の分け前をいっそう大きくするために、他の特殊利益団体と結託するようなことができなくなる。つまり、あらかじめ決められているパイの分け前をいっそう大きくしようとするれば、他の特殊利益団体と競争しなければならなくなるのだ。

州政府は通貨を印刷できる権限をもっていないので、州政府が賦課してもよい税金の全体を制限すれば、州政府の財政支出を制限することができる。これが、州憲法に対する修正条項として採用されたり、提案されたり、また実際に採用されたりしてきた方法の大半だ。ところが連邦政府は通貨を印刷できるので、連邦政府の課税に対して制限を設けても、連邦政府の支出を制限する有効な方法とはならない。だからこそわれわれが提案しているアメリカ合衆国憲法修正条項は、連邦政府の総支出に対し、それがどんな方法によってまかなわれようと、その総額自体を制限しなければならないと規定しているのだ。

政府による課税や支出に対する制限は諸提案のほとんどの場合において、州政府や連邦政府の歳入総額との関連でこの制限を行っているので、政府支出がこの歳入総額という限

定に見合っている限り、それは州全体の所得や国全体の国民所得に対する恒常的な割合において安定することだろう。このような憲法修正条項は、政府がますます巨大化していく傾向を阻止はするだろうが、これを逆転させることはないだろう。しかしこのような制限は、大半の提案において、もしも政府支出が特定会計年度の支出制限に見合ったものとならなければ、その後の会計年度で政府支出に対する制限総額が引き下げられていくので、政府が巨大化する傾向を逆転させることに刺激を与えていくことにはなるだろう。そのうえわれわれが提案しているアメリカ合衆国憲法修正条項は、もしもインフレ率が年率三%以上となれば、そのインフレ率において財政支出を削減しなければならないと規定している。

### より広範な憲法改正を

政府支出のわれわれの所得に対する比率をしだいに減少させていくことは、より自由で経済的により強い社会を樹立していくのに大きな貢献をすることになるだろう。しかしこのことは、このような目的へ向けての第一歩にすぎない。

実際、政府の規制であっても、われわれの生活に対してもっとも大きな被害をもたらしているものは、それほど政府支出を必要としていない。関税とか、価格や物価に対する規制、いろいろな職業に対する免許制度、産業に対する規制、消費者製品に関する規制等々は、それほど政府支出を使っていない。

このような問題に関してもっとも将来性があるやり方は、政府の権力を制限する一般的な規則を確立することだ。ところがこれまでのところ、この種の適切な規則を立案する必要があるのだという問題は、ほとんどの人びとの注意をひいていない。このような規則が現実の提案として真剣に討議される前に、異なった関心や知識をもっている人びとによって十分に吟味される必要がある。このやり方は、前述のように政府の課税や支出を制限する憲法修正条項を討議する場合に行われてきたのと同様なやり方だ。

そのための第一歩として、望ましく思える種類の憲法修正案のいくつかを次に挙げておきたい。しかしこれらの提案はあくまでも暫定的なものでしかなく、まだほとんど研究されていないこの分野で、もっと多くの研究と検討とが行われればよいと思う。この提案はそのための刺激になることを主要な目的としたものでしかないことを、ここで強調しておきたい。

### 国際貿易

現行のアメリカ合衆国憲法は、「いかなる州も連邦議会の同意なしに、その検査法を執行するのに絶対必要な場合を除けば、輸入や輸出に対していかなる賦課金や関税も賦課してはならない」と規定している。これに対する修正条項は、次のように提案できよう。

連邦議会は、検査法の執行に絶対に不可欠な場合を除けば、輸入や輸出に対して、いかなる賦課金や関税も、これを賦課してはならない。

このような憲法修正条項が実際に立法化されると想像することは、現時点においては幻想でしかない。しかし、既存の個別のいろいろな関税をひとつひとつ廃止していくことによって自由貿易を達成しようと考え、もっと幻想的なことでしかありえない。また個別の関税を区別せずにその全体をいっきょに廃止しようとするのは、われわれすべてが消費者として持っている特殊利益を統合させ、われわれが生産者としてそれぞれもっている特殊利益に拮抗できるようにしてくれる。

### 賃金と価格に対する統制

筆者の一人は数年前に、次のように書いたことがある。「もしもアメリカが集団主義に屈伏し、われわれの生産のすべての面に対する政府の規制がひょっとして実行されるようになるとしても、それは社会主義者たちが議論に勝った結果もたらされたものではけっしてないだろう。そのような事態は賃金と物価に対する統制という間接的な経路を経てもたらされたものだろう(5)」。とすでに第1章で述べたように、いろいろな相対価格は情報を伝達してくれる。このことをウォルター・リストンは、「価格は言語のひとつの形式だ」と描写することによって、たいへん適切に解釈している。実際、市場価格によって決定されるいろいろな価格は、自由な言論のひとつの形式だ。この分野においては、アメリカ合衆国憲法修正十カ条に見合った修正条項を樹立する必要がある。

連邦議会は、財貨の販売者や労働の提供者が、その財貨やサービスに価格をつける自由を侵害するようないかなる法も立法してはならない。

### 免許制度

自分がどんな職業に従事するかということほど、われわれの生活に対して大きな影響を与えるものはない。この分野で「選択の自由」を拡大するためには、各州当局が持っている権力に制限を加えなくてはならない。つまり、この分野におけるわれわれの憲法修正条項は、州当局が行う特定の活動を禁止する規定を設けることだ。またこれと同様な効果は、アメリカ合衆国憲法修正第十四条を修正することによっても達成できる。いずれにしても、われわれの提案は次のようなものだ。

何州といえども、アメリカ合衆国の市民から自分が選択したいかなる職業や専門職

業にも従事できる権利を奪うような、いかなる法律も制定してはならず、または施行もしてはならない。

## 自由貿易の円滑化

これまで述べた憲法修正のための三つの提案は、(火器の保持と携行とに対する権利を保障している) アメリカ合衆国憲法修正第二条にならってひとつの修正条項を制定するだけで、これらのすべてを代わって達成することができる。

合法的な財貨やサービスを、相互に受容できる条件において購入し販売する人民の権利は、連邦議会や何州といえども、これを侵してはならない。

## 課税

個人所得税の改正を切実に必要としているということは、大方の意見を一致をみているところだ。現行の所得税制度は、「支払い能力」に応じた税率の調整がなされており、金持ちに対してはより高い所得税率を課し、貧困率に対してはより低い税率を課し、それぞれの人びとがもっている特殊な状況を考慮に入れているのだと主張されている。しかし、その実態においては、現行の所得税制度はこのようなことはまったくしていない。所得税率は、表面上は高い累進税率となっており、最低一四%から最高七〇%へと累進している。ところが実際には、所得税法はあまりにも多くの逃げ道や、あまりにも多くの多くの特別措置を設けているので、穴だらけのものとなってしまうっており、高い累進税率も、ほとんど「人をあざむくための飾り」にすぎなくなっている。この累進税率に代えて低い一律の税率、それも二〇%以下の一律の税率を、基礎控除額を超えたすべての所得に賦課し、その際、厳しく限定された職業上の費用を除いて控除項目をすべて排除すれば、運営がきわめて困難な現行の税制度よりも、もっと多くの歳入をもたらしこととなるだろう。その際、納税者は経済的立場が大きく改善されることになる。どうしてかといえば、納税者は、税金を免れようとして、自分たちの所得を隠すために現在支出させられている費用を、いまや支出しなくてすむようになるからだ。また、その際には、経済もはるかに改善されることになるだろう。どうしてかといえば、いまや資源の配分にあたって、税対策のためにたいした考慮をしなくてすむようになるからだ。その歳の敗北者は、弁護士や会計士、官僚、立法者などだけだろう。しかしこれらの人びとは、納税申告書に書き込んだり、税金からの逃げ道を考え出したり、また逆に、それらの逃げ道をふさごうと努力したりするよりも、いまやもっと生産的な活動へ向かっていくことができるようになるだろう。

現行の法人税制度も前記と同様に、きわめて多くの欠点をもっている。法人税は、公衆が財貨やサービスを購入する際に支払う価格において、それと知らずに支払わされている

隠れた税なのだ。法人税は実際には、二重に課税されている。一回は法人に対して課せられ、他方では法人所得が分配される株主に対しても課税されている。法人税は資本投資に対して罰金を加えているのであり、それによって労働生産性の増大を阻害している。法人税は廃止されるべきだ。

所得税率を引き下げ、税制上の逃げ道を減らし、法人税による二重課税をやめさせることは望ましいという点に関しては、左翼と右翼との間に意見の一致があるが、だからといってこれらの改善を個別の立法過程を経て実行することは実際上不可能だ。左翼陣営は、所得税法上の逃げ道をなくす見返りとして、所得税率を引き下げたり累進所得税率の累進度を引き下げたりすることを受け入れれば、すぐに新しい逃げ道があらためて出現してくるに違いないと心配している。このような左翼の心配は正しい。右翼陣営は、所得税率を引き下げたり累進所得税率の累進度を引き下げたりする見返りとして、現行の所得税法上の逃げ道をなくすことを自分たちが受け入れても、いっそう激しい累進率における累進所得税制が、遠くない将来において改めて出現することになるのではないかと心配している。このような右翼の心配も正しい。

こういう事情があるからこそ、憲法改正という手段が望ましいのだ。すべての立場の人びとが受け入れられる法の制定を可能にしてくれるという望みをわれわれに与えてくれる唯一の解決法が憲法改正だということを、ここで述べたような事情はとりわけ明らかに示している。ここでは所得税に関して政府に権限を与えている現行のアメリカ合衆国憲法修正第十六条を修正することが必要であり、この修正条項を次のような文章によって置き換えるとよいだろう。

連邦議会は、同一の所得税率が、職業上ならびに営業上の費用や固定された金額における個人に対する控除額を上回るすべての所得に対して同様に適用される限り、数州に割り当てすることなしに、またこのためにいかなる特別の国勢調査や納税調査も行わないことを条件として、いかなる源泉から発生した「人」の所得であろうが、これに対して所得税を課し、それを徴収する権限をもつ。「人」とは、法人とかその他の人為的「人」を含まない。

### 健全通貨

アメリカ合衆国憲法が制定されたとき、アメリカ合衆国憲法は連邦議会に対し、「貨幣を鑄造し、その価値を規制し、これによって貨幣の外国通貨に対する価値も規制する」権限も与えた。この際における貨幣は、商品価値として規定されており、ドルは特定の重さにおける銀ないし金を意味するものと規定されていた。アメリカ独立戦争の間に発生した「紙幣によって引き起こされたインフレ」や、それに先立っているいろいろな植民地において発生した同様な事態を経験したために、「貨幣を鑄造し、信用状(すなわち紙幣)を発行し、金

や銀以外のいかなるものをも、負債支払いのための貨幣とする」権限を、それぞれの州に与えることを、合衆国憲法の起草者たちは拒否することとなった。すなわち「憲法によって合衆国に委任されず、また州に対して禁止されなかった権限は、各州または人民に留保される」と規定しているアメリカ憲法修正第十条は、紙幣の発行を憲法違反としていると広く信じられていた。

ところが南北戦争の間に連邦議会は紙幣を公認し、それを公共と民間とのすべての負債を支払う場合に使用できる法貨とした。南北戦争後、いくつかの有名な「紙幣判例」ができたが、その最初の判例で最高裁判所は、紙幣の発行は憲法違反であると宣言した。「この判例がもっているひとつのきわめて興味深い側面は、この判例が、最初の紙幣が発行されたときに財務長官だったサルモン・P・チェイス最高裁判事によって下されたという点だ。チェイス判事はこの判決に際して失格宣言をすることによってこの判決に加わらない道を選ばなかっただけでなく、最高裁判所における当時の判事長としての資格において、かつて自分が財務長官として行った行為を憲法違反と宣告して進んで自分の責任を取った点だ(6)。」

その後、拡大され改組された最高裁判所は、この最初の判決を五対四で逆転させ、紙幣を法貨とすることは憲法に合致しているとしたが、その歳における少数派判事たち(反対意見の判事たち)の一人が、依然として最高裁判所の判事長だったチェイスだった。

金本位制や銀本位制を回復することは、可能でもなければ望ましくもない。しかし、われわれは、健全通貨を樹立しなければならない。今日のところ、このためのもっともよい方法は、通貨当局が「貨幣(現金プラス民間銀行預金、本書第9章参照)」の供給量増加成長率をある固定された範囲内に維持するようにさせることだ。この目的のための憲法改正案は、問題が特定の制度的構造にあまりにも密接に結びついているので、これを起草するのがとりわけ困難だ。ひとつの案は次のようなものでいいかもしれない。

連邦議会は、通貨の形における政府による無利子の負債証明書を公認する権限をもつ。ただしその際、総通貨残高は年間5%よりは低く3%よりは高い率で増加されなければならない。

この場合、戦争宣言がなされるといった非常事態に際しては、議会の上下両院の三分の二、ないし同様な資格をもつ何らかの多数派が、この規定の適用を実質的に停止させ、このような停止があらためて同様な手続きを経て決定されない限りは、この停止は一年で終わらされるもの、という規定をこれに加えておくことが望ましいかもしれない。

## インフレ対策

もしもこのような憲法改正案が立法化され、これが厳重に守られるとすれば、このこと

はインフレを終わらせ、相対的に安定した価格水準を保証することになるだろう。その際には、政府が「民主主義的代表制を無視した課税」というインフレ政策に従事するのを防止するために、これ以外の措置を必要としないだろう。しかしそのようになるだろうという仮定は、あまりにも大きな仮定でしかない。したがって、政府にインフレを発生させる誘因を取り除くようなもうひとつの憲法修正案を提案すれば、これに対して人びとの広い支持をえることができるかもしれない。実際、健全通貨のための憲法改正といった、技術的で議論の分かれる憲法修正条項の提案よりは、われわれのこの提案の方がはるかにもっと容易に採用されるかもしれない。このために必要なのは、実際にはアメリカ合衆国憲法修正第五条の規定、すなわち「何人も、正当な法の手続きによらなければその生命、自由または財産を奪われぬ。また正当な賠償なしには、私有財産を、公共の用途のために、徴収されない」という規定を、さらに拡大させることだけだ。

われわれの所得がインフレと同じ率において増大し続けているからといって、その結果、ますます高い課税所得水準へと押し込まれていけば、このことは、正当な法的手続きなしでわれわれの財産が取り上げられていることを意味するものだ。またインフレのために、政府発行債券の実質価値の一部の支払いを政府が拒否できる結果になることは、正当な賠償なしで個人所有財産の一部が、公共の用途のために徴収されていることを意味するものだ。

この問題との関連における憲法修正条項は、次のようにしたらいいかもしれない。

アメリカ合衆国政府とその他の当事者との間において、ドル建てで結ばれるすべての契約や、連邦の諸法律に含まれているドル建てのすべての金額は、毎年、それに先立つ一年間に発生した一般的物価水準の変化を相殺するために、再調整されなければならない。

先に述べた健全通貨の実現のための憲法修正条項を起草する場合と同様に、この修正案を起草するのも、その技術的な性格のために難しいことだ。議会は、この「一般的物価水準」をその近似値において示すために使用する物価指数を何にするかという問題を含めて、これに必要な手続きを明確にしなければならない。それにしてもこの提案は、不可欠な基本的な原則を述べている。

ここでわれわれが提案したいろいろな憲法修正条項は、必要な憲法修正条項をすべて含んだものとはいえない。権利章典といわれるアメリカ合衆国憲法修正十カ条に見合うためには、さらに三つの修正条項をつくらなくてはならない。また、この提案で使った用語法は、これに関連するそれぞれの分野や、憲法の専門家たちによる専門的な分析を必要としている。しかしこれらの提案は、少なくとも憲法改正による方法が多くのことを達成してくれるものであることを示しているに違いないと確信している。

むすび

個人の自由と経済的自由というふたつの理念は、手を携えてその威力を発揮することによって、アメリカにおいてもっとも大きな実りをもたらした。これらふたつの理念は今日においても、依然として大きくわれわれとともにある。われわれは例外なしに、このふたつの理念を深く浸透させられた。これらふたつの理念は、われわれのあり方の基本的な構造の一部だ。しかしそれと同時にわれわれは、このふたつの理念から離れてさまよってもきた。われわれは、人間の自由に対するもっとも大きな脅威は、それが政府の手にあるものであるだろうが、その他のもの手にあるものであるだろうが、権力の集中であるという基本的な真理を忘れてしまっている。われわれは、よい目的のためであれば、権力を与えても安全だと自分自身にいい聞かせてきた。

幸いにして、いまやわれわれは目覚めようとしている。われわれは政府による過剰支配社会の危険を再認識しており、たとえよい目的であっても、悪い手段によってかえってかき乱されてしまう結果になる可能性があることを理解するようになっている。また人びとの自由、すなわち人びとがそれぞれの価値観にしたがって自分自身の生活を左右できる自由に依存することが、偉大な社会の潜在力を十分に引き出していくためのもっとも確実な方法であることに気がつき始めている。

また幸いにしてわれわれは、一人の人間としてまだ選択の自由をもっている。つまり政府が巨大化するという、これまでと同じ道を唯々諾々として歩いていくのか、それともここで立ち止まり、方向を転換するのか、そのどちらをとるかという選択の自由だ。

-----  
( 1 ) Raoul Berger, *Government by Judiciary* (Cambridge: Harvard University Press, 1977), pp.1, 408.

( 2 ) A.V.Dicey, *Lectures on the Relation between Law and Public Opinion* (1914 ed.), p.302.

( 3 ) "Boom Industry," *Wall Street Journal*, June 12, 1979, p.1, col.5.

( 4 ) A.V.Dicey, *Lectures on the Relation between Law and Public Opinion* (1914 ed.), pp.257-58.

( 5 ) Milton Friedman, "Monumental Folly," *Newsweek*, June 25, 1973.

( 6 ) M. Friedman and A.J.Schwartz, *Monetary History*, p.46.

附記 本文中で出典を明記しなかった引用文は、すべて公共放送サービス ( P B S ) のテレビ・シリーズ「選択の自由」から引用したもの。

ミルトン・フリードマン、ローズ・フリードマン 著 / 西山千明 訳 『選択の自由』 自立社

このテキストの著作権は翻訳者である西山千明に所属する。  
無断転載を禁じます

会への挑戦』、日本経済新聞社、1980年5月、pp.441-485。(ただし注の部分は、pp.508-509.)

---